

指定認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム高須

重要事項説明

令和6年4月現在

1. 当施設は、認知症対応型共同生活介護事業所です

名称 グループホーム高須
住所 愛知県西尾市一色町赤羽北荒子18番地
指定番号 2375900277
管理者 瀧本晃雄

2. 目的及び運営方針

当施設は、介護サービス計画に基づき入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うことを目的とします。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 施設職員の職種、員数

- ①管理者 1名
- ②介護従業者 7名以上（常勤換算。1名以上は常勤職員とする）
- ③計画作成担当者 介護支援専門員 1名

4. 従業者の職務内容

- ①管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- ②計画作成担当者は、利用者の介護サービス計画を作成します。計画は原則として3ヶ月で見直すものとします。
- ③介護従業者は、介護サービス計画に基づき、認知症対応型共同生活介護の提供を行います。

4. 入所定員

当施設の定員は、次のとおりです。
9名（1ユニット、9名）

5. サービスの内容

- ①入浴（毎日）、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ②日常生活動作の機能訓練（週2回）
- ③療養上の世話
- ④健康チェック（月1回）

6. 利用料金

①保険給付の自己負担額を、以下のとおりお支払いいただきます。

要支援2	782円（1日当たり）
要介護1	786円（ 〃 ）
要介護2	823円（ 〃 ）
要介護3	846円（ 〃 ）
要介護4	864円（ 〃 ）
要介護5	882円（ 〃 ）

※2割負担の方

要支援2	1,563円（1日当たり）
要介護1	1,571円（ 〃 ）
要介護2	1,645円（ 〃 ）
要介護3	1,692円（ 〃 ）
要介護4	1,727円（ 〃 ）
要介護5	1,764円（ 〃 ）

※3割負担の方

要支援2	2,345円（1日当たり）
要介護1	2,357円（ 〃 ）
要介護2	2,468円（ 〃 ）
要介護3	2,539円（ 〃 ）
要介護4	2,591円（ 〃 ）
要介護5	2,647円（ 〃 ）

上記の基本料金に、下記が加算されます。

（1単位あたり10.27円で計算されます。自己負担額は1割又は2割、3割です）

サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
医療連携体制加算Ⅰ	39単位
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位
初期加算（入居から30日）	30単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	×1.186倍

※西尾市は地域区分6級地に該当するため、介護報酬1単位の単価が10.27円で計算されます。

※自己負担額は概算額です。加算等により増減しますのでご了承ください。

入所利用者に給付制限がかかった場合は、介護保険制度により利用料の支払いは法定代理受領ではなく、償還払いとなります。その場合は費用の全額を施設に支払っていただいた後、所定の手続きにより利用料の9割、又は8割、7割の払い戻しを受けていただきます。

②居室料 2, 5 0 0 円（1 日当たり）

③食費、管理費、その他の利用料を別紙の料金表に基づきお支払いいただきます。

④入居時保証金として 1 3 5, 0 0 0 円をお預かりします。退居の際に補修費として清算いたします。

7. 入所に当たっての留意事項

①グループホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにしてください。

②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用してください。

③所持品、備品等の持ち込みは施設内で規定されたもの以外は禁止します。

④金銭、貴重品の持ち込みは最小限としてください。

⑤施設内での飲酒、喫煙は禁止します。

⑥宗教活動、政治活動、営利行為は禁止します。

⑦ペットの持ち込みは禁止します。

⑧職員に金品を与えたり、金品に関する頼み事をするを禁止します。

8. 利用の解除、終了

〈利用者からの解除〉

利用者及びご家族は、当施設に対して 3 0 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、利用を解除することができます。

〈事業者からの解除〉

当施設は、次に掲げる場合には入所利用を自動的に終了します。

①利用者が要介護認定において自立又は要支援 1 と認定された場合

②利用者が死亡した場合

当施設は、次に掲げる場合には、利用者に対して 1 ヶ月の予告期間をおいて文書で通知することにより利用を解除することができます。

①利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由がなく 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう督促したにもかかわらず、その後 2 0 日以内に支払われない場合

②利用者が、病院または診療所などの施設に入院し、明らかに 2 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または、入院後 2 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

③利用者が、施設や職員または他の入所者に対して、入所利用を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

④その他、やむを得ない事情により施設を廃止または縮小する場合

9. 緊急時の対応

①当施設は、利用者に対し必要と認める場合、協力医療機関、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

②入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、利用者及びご家族が指定する連絡先に緊急に連絡するとともに、必要な措置をとります。

10. 相談窓口

- ①利用者、ご家族は、当施設の提供するサービスに対する要望又は苦情について、以下の担当者へ申し出ることができます。

担当：瀧本晃雄 TEL 0563-74-2071

【その他の相談窓口】

西尾市役所 健康福祉部 長寿課 0563-65-2119

愛知県国保連合会 介護福祉課内 苦情相談室 052-971-4165

- ②希望者は施設見学ができます。（事前の予約をお願い致します）

担当、瀧本（0563-74-2071）までお問い合わせください。

11. サービス提供の記録

- ①当施設では、サービスの提供日、サービスの内容、利用者に代わって支払を受ける認知症対応型共同生活介護事業サービスの額、その他必要な事項を記録し、これをサービス完結後から5年間保存します。
- ②利用者からの申し出があった場合には、上記のサービス提供の記録を文書の交付、その他適切な方法によりその情報を提供します。

12. 個人情報の利用

当施設で得た利用者及びご家族の個人情報は、下記の目的に限って使用します。

- ①看護、介護サービスの提供
- ②介護給付費の請求事務
- ③運営管理のうち、利用開始・終了等の管理、会計・経理、事故等の報告、医療・看護・介護サービスの向上にかかる業務、業務改善・サービス維持のための基礎資料
- ④施設内で行う検討等
- ⑤施設案内等の送付
- ⑥医療法人社団福祉会内部での情報共有
- ⑦審査支払機関への診療報酬明細書等の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑧他の保健医療関連業種との連携
- ⑨家族等への利用者の状況説明
- ⑩賠償責任保険などに係る専門団体、保険会社等への相談、届出

なお、生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。また、利用目的が変更される場合には、事前に変更事由を説明し、同意を得た上で利用変更します。

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償

すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 虐待の防止

当施設は、虐待の発生は又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ②虐待の防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当施設は、入所利用中に職員又は利用者家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に連絡します。

15. 業務継続計画の策定について

- ①感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

16. ハラスメント対策について

当施設は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向けて取り組みます。

- ①施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該事業所の職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ③従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

17. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	

		結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし			

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、利用者・御家族等に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 西尾市一色町赤羽北荒子 1 8 番地
グループホーム高須

説明者 氏 名 _____ 印

私は、本書面により事業者から認知症対応型共同生活サービスについて、重要事項の説明を受け、個人情報利用について同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族代表者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続 柄) _____

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続 柄) _____